# 大田支部だより

2014 夏 No.49

URL http://tokyosr-ota.com/

事務局 〒143-0024 大田区中央3-15-1社会保険労務士法人 神田事務所内

連絡先 メールアドレス: info@tokyosr-ota.com TEL: 5743-3151 FAX: 5743-3152

#### 支部長あいさつ 神田 征輝

支部長就任2年目を迎えました。平成25年6月発行「大田支部だより」の支部長就任あいさつにて、「つながる」をテーマにして活動する、と掲げて1年が経ちました。

「つながる」ことを目的として、色々なイベントを行ってきま した。



7月、トゥインクルレースを観戦しながら、喉を潤す。8月のバーベキュー。ビール工場見学の後、あいにくの雨にも負けず、焼いて、食べて、飲んで。9月、東京会主催の野球大会。優勝チームに延長引き分け!最後にジャンケンで負け!悔しい! 10月の研修親睦旅行。御殿場でゴルフ大会した後、宿にて懇親会。開けて翌日、エニアグラムセミナー。充実した2日間。2月、ボウリング大会。成績上位者が東京会ボウリング大会に参加。成績は振るいませんでしたが、大田支部代表として闘いぬきました。

あれっ?遊んでばっかりだ! いやいやそんなことはありません。2月には、障害年金セミナーを開催。しっかり勉強しました。今年度も既に、助成金セミナー、第1回大田支部ゴルフコンペを開催。

今後も、いろいろな研修・イベントを開催していきます。(気持ち、遊び多めで)新入会員の方たちも多数参加していますので、まだ参加したことがない方も気軽に顔を出してみませんか。皆様のお越しを心よりお待ちしております。

#### ■支部ホームページ リニューアル準備中!!

お知らせ

さらに見やすい・使いやすいHPとなるよう検討しています。 改めてお知らせしますので、乞うご期待!

#### ■登録しよう!メールアドレス

引続き受付けていますので、登録の済んでいない会員はご連絡ください。

- 業務依頼の案件の紹介等はアドレス登録会員全員に送信し、活用が進んでいます。
- 大田支部だよりについては、原則としてメール添付での送付としております。
- 勤務会員は勤務先でなく自宅メールを登録することも可能です。

迅速な連絡体制の確立にご協力をお願いします。

#### ■名札掲示

大田年金事務所・大田労働基準監督署・大森公共職業安定所に各官庁の許可を得て、管内開業社会保険労務士の名札を掲示しています。ご希望の方はご連絡ください。

# 社労士業務の利便性向上と職域拡大のための政連活動

東京都社会保険労務士政治連盟

臨海統括支部 大田支部 会長 森部 和彦



大田支部会員の皆様へ

いつも大田政連活動に対し、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。前号において、 富士野幹事長より「社会保険労務士と政治連盟の役割について考える」と題して提言がありました。改めて政連活動の必要性を認識された会員も多かったのではと思います。今号では、私がこれまでの7度の社会保険労務士(以後、

「社労士」と略す。)法改正で社労士の仕事上の利便性が増し、制度の充実化が図られたと実感した点を振り返ってみたいと思います。なぜならば、私の開業は社労士政連の創設 1 年半後の 54 年 1 月ですから、ほぼ政連の歴史と重なっているからです。

第1次法改正では、労働社会保険諸法令に基づく申請等の提出代行業務が追加され、行政機関への協力が始まり、社労士の知名度が増した。

第2次法改正では、社労士の職責の明確化や 提出代行業務の範囲が拡大し、事業所だけでなく、労働者や年金受給者等の個人も含むすべての者が対象となり社労士業務が一気に広がった。また、社労士の権利と義務が開業社労士だけでなくすべての社労士に拡大され、社労士の倫理観が強く求められるようになった。

第3次法改正では、<u>事務代理の制度</u>が導入され、事業所の求人活動などで社労士が事業主に代わり責任をもって担当することができ、事業所からの信頼が大いに高まった。また、社労士の研修受講義務や勤務社労士に対する事業主の研修受講への便宜供与の努力義務が定められ、社労士の資質の向上に寄与することになった。

第4次法改正では、社労士が行う<u>相談・指導業務の重点が労務管理</u>であることが明確化され、労務管理のプロは社労士であるとの認識が進んだ。また、社労士会は<u>登録即入会制</u>へ移行し、社労士会組織の強化が図られた。

第5次法改正では、社労士試験の試験事務

が連合会に委託され、社労士の手による試験監督等が実施されるようになった。 私も 5 年間関係したが苦労も多かったがやり甲斐もあった。 また、社労士が審査請求の事務代理ができるようになった。

第6次法改正では、個別労働関係紛争解決促進法に定める紛争調整委員会における<u>斡旋代理業務が可能</u>になった。<u>社労士法人制度</u>(一人社労士法人を除く)が創設され、多くの社労士法人が設立され組織だった社労士活動をされている。

第7次法改正では、個別労働関係紛争における代理業務が拡大し、労働委員会における斡旋代理、男女雇用機会均等法に基づく労働局が行う調停の手続き代理以外に社労士会労働紛争解決センター(現在の紛争解決センター東京)における紛争解決手続き代理業務(紛争価格が60万円を超える事件は弁護士との共同受任)が可能になった。同時に特定社労士の制度が始まり、民法などの知識習得や紛争解決手続き代理業務上の実務知識が必須となり、さらに社労士の倫理が強く求められるようになった。また、社労士の労働争議不介入の規定が削除され、労働組合を持つ顧問企業に対す対応が柔軟になり、事業所との信頼関係がさらに強くなったように思う。

以上のように、社労士法の改正のたびに私たちの職域は拡大し、社労士業務は質量とも充実し、経営の3要素であるヒト・モノ・カネのうち、3要素をまとめる要(カナメ)の「人」に係わるプロとして、今や一般的に認識されるようになっていることは皆様も理解されていると思います。このような法改正への取り組みは、前回の富士野幹事長の提言にありましたように社労士政治連盟の存在なくしては成し得ませんでした。

今国会でようやく第 8 次法改正が達成できそうな状況になってきました。具体的には、① 社労士会労働紛争解決センターにおける紛争目的価格の上限引き上げ、②社労士業務に関する裁判所における出廷陳述権の付与、③一人法人制度の創設の 3 点です。①により大部分の労働紛争解決手続き代理業務が社労士単独で受任できそうです。②により労働紛争における事業主等の信頼が増すと思います。③により顧問企業等への信頼性の向上、社会保険への加入や税制上の特典も出てくると思います。

今回の法改正に関しては弁護士会の抵抗が

きわめて大きかったため、全政連や東京政連の 役員の活動は大変だったように思います。私た ち会員としては、政連加入及び政連会費納入率 の向上を通じて社労士の団結を強めていくこ とが肝要かと思います。幸いにして、東京の中 では大田政連の会費納入率は高く、皆様の力強 いご支援に感謝しています。それでも、4人に 1人は納入されていません。一人はみんなのた め、みんなは一人のための気持ちでさらなるご 協力をお願い致します。

大田政連としても一層努力して、社労士の活動に理解のある議員との懇談会の開催や要望書の提出等の他、会員間の交流にも今まで以上に取り組んでいきたいと思っていますので皆様期待してください。

#### 平成 26 年度臨時労働保険指導員

5月29日に大田労働基準監督署おいて、平成26年度臨時労働保険指導員説明会がおこなわれ、一般拠出金料率の変更による算定方法などについて説明を受けました。今年度は25名の会員の方々に、6月30日から7月10日まで9日間、御協力をいただくことになりました。ありがとうございます。

#### (順不同 敬称略)

				The second of
6月30日(月)	半田美波	樋口陽子		
7月 1日(火)	加藤順子	石橋英生		
7月 2日(水)	村田實	平尾啓泰	S 12-17	* * *
7月 3日(木)	渡邉尚子	佐伯眞和		A Land
7月 4日(金)	加藤陽子	菊地尚子	Se esta	
7月 7日(月)	小嶋厚	鈴木賀央里	大西紀子	
7月 8日(火)	持立美智子	松山陽子	田代裕	小田一秀
7月 9日(水)	藤谷光春	鈴木光子	勝本伸彦	徳畑園恵
7月10日(木)	平嶋将次	高三公一	平山幹大	長沼節雄

### 大田区の年金・労務相談会

区役所では第1・3 火曜日の13 時から16 時まで、正面入口エントランスで社会保険労務相談を行っています。募集や急な欠員対応等についてメールで連絡しますので、よろしくお願い致します。

(順不同 敬称略)

4/1	米澤実	6/3	樋口陽子	8/5	小山暢宏
4/15	村田實	6/17	菊地尚子	8/19	平尾啓泰
5/20	山中一	7/1	鈴木光子	9/3	松山陽子
		7/15	高三公一	9/17	小嶋厚

#### 大田支部親睦会より

三井住友銀行 蒲田支店 普通預金 3756545 東京都社会保険労務士会 大田支部親睦会 親睦会は会員の親睦を図り、そのための厚生事業を実施しています。大田支部の全会員が入会することとなっており、年会費は3,000円です。平成26年度の会費(親睦会運営規則では4月末までに納入)をお支払い頂いていない会員は、至急お振込みください。

## 平成 26 年度 春季行事報告

日程	内容	参加者数
4/25(金)	大田支部定期支部会議·親睦会総会· 政治連盟大田支部定期大会	支部会員 52 人
4/25(金)	臨海統括支部定期支部会議	支部会員 52 人
4/25(金)	合同懇親会	大田支部参加会員数 47人 来賓 49人
5/19(月)	大田支部主催(臨海統括支部共済)研修会	大田支部 36 人 総数 74 人
6/6(金)	東京都社会保険労務士会 通常総会	9人

ご参加いただき、ありがとうございました。

### これからの予定

大田支部			
7月29日(火)	TOKYO シティ競馬トゥインクルレース観戦		
8月27日(水)	東京ベイディナークルーズ乗船		
9月28日(日)	研修親睦旅行	~29日(月)	箱根強羅山荘
11月2日(日)	OTAふれあいフェスタ	~ 3日(月)	雨天決行

臨海統括支部		
6月17日(火)	キャリア教育研究会	18:30~港区立男女平等参画センター(リープ 引学習室 C
7月17日(木)	キャリア教育研究会	18:30~大田区立消費者生活センター第3集会室
10月22日(水)	第 1 回必須研修会	きゅりあん
<b>取27年2月12日(木)</b>	第2回必須研修会	きゅりあん

キャリア教育研究会 大田支部 連絡先 渡邉尚子会員 メール cil95400nao@ymail.plala.or.jp

大田支部だよりに関しては巻頭の連絡先にメール・電話・ファクシミリにてご連絡ください。